

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit			
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II		
42.01															
4201.00	000 動物用装着具(引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。)	6.6%		5.3%	1.06%	無税		附属書1第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 3.3%	0.8%	0.9%	0.9%				KG
42.02															
	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限り。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器														
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器														
4202.11															
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの														
	100 1 携帯用化粧道具入れ(貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。)	20%		16%	12.8%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 10%	9.6%	11.2%	11.2%	NO		KG	
	200 2 その他のもの	12.5%		10%	8%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 6.2%	6.0%	7.0%	7.0%	NO		KG	
4202.12															
	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの														
	100 1 携帯用化粧道具入れ(貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。)	20%		16%	12.8%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 10%	9.6%	11.2%	11.2%	NO		KG	
	210 2 その他のもの (1)外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	10%		8%	6.4%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 5%	4.8%	5.6%	5.6%	NO		KG	
	220 (2)その他のもの	5.8%		4.6%	3.68%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 2.8%	2.8%	3.2%	3.2%	NO		KG	
4202.19															
	000 その他のもの	4.1%		(4.1%)	0.82%	無税		附属書1第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 2.5%	0.6%	0.7%	0.7%	NO		KG	
	ハンドバッグ(取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかないかを問わない。)														
4202.21															
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの														

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
番号 H.S. code	基本 General		暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II	
110		1 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの のうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの (1)革製又はパテントレザー製のもの	17.5%		14%	11.2%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの 無税 その他のもの 8.7%	8.4%	9.8%	9.8%	NO	KG
120		(2)その他のもの	20%		16%	12.8%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの 無税 その他のもの 10%	9.6%	11.2%	11.2%	NO	KG
210		2 その他のもの (1)革製又はパテントレザー製のもの	10%		8%	6.4%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの 無税 その他のもの 5%	4.8%	5.6%	5.6%	NO	KG
220		(2)その他のもの	12.5%		10%	8%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの 無税 その他のもの 8.7%	6.0%	7.0%	7.0%	NO	KG
4202.22	100	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 1 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの のうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの	20%		16%	12.8%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの 無税 その他のもの 10%	9.6%	11.2%	11.2%	NO	KG
	200	2 その他のもの	10%		8%	6.4%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの 無税 その他のもの 5%	4.8%	5.6%	5.6%	NO	KG
4202.29	000	その他のもの	10%		8%	6.4%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの 無税 その他のもの 5%	4.8%	5.6%	5.6%	NO	KG
4202.31	100	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 1 財布(貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの のうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。)	20%		16%	12.8%	無税		附属書1第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの 無税 その他のもの 10%	9.6%	11.2%	11.2%	DZ	KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
200	2 その他のもの	12.5%		10%	8%	無税		附属書I第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 8.7%	6.0%	7.0%	7.0%	DZ	KG
4202.32	100 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 1 財布(貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。)	20%		16%	12.8%	無税		附属書I第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 10%	9.6%	11.2%	11.2%	DZ	KG
200	2 その他のもの	10%		8%	6.4%	無税		附属書I第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 5%	4.8%	5.6%	5.6%	DZ	KG
4202.39	000 その他のもの	4.1%		(4.1%)	0.82%	無税		附属書I第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 2.5%	0.6%	0.7%	0.7%	DZ	KG
4202.91	000 その他のもの 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	12.5%		10%	8%	無税		附属書I第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 8.7%	6.0%	7.0%	7.0%	DZ	KG
4202.92	000 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	10%		8%	6.4%	無税		附属書I第2節注釈26に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 5%	4.8%	5.6%	5.6%	DZ	KG
4202.99	020 その他のもの 1 木製のもの	3.2%		2.7%	0.54%	無税		附属書I第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 1.6%	0.4%	0.5%	0.5%	DZ	KG
010	2 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	4.1%		3.4%	0.68%	無税		附属書I第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 2.1%	0.5%	0.6%	0.6%	DZ	KG
090	3 その他のもの	5.8%		4.6%	0.92%	無税		附属書I第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの無税 その他のもの 2.8%	0.7%	0.8%	0.8%	DZ	KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
42.03	衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものを限る。)												
4203.10	衣類												
100	1 毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	40%		16%				10.0%	12.0%	14.0%	14.0%	DZ	KG
200	2 その他のもの 手袋、ミトン及びミット	12.5%		10%				6.2%	7.5%	8.8%	8.8%	DZ	KG
4203.21	特に運動用に製造したもの												
100	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	40%		16%				10.0%	12.0%	14.0%	14.0%	DZ	KG
210	2 その他のもの - 野球用のもの	12.5%		(12.5%)								DZ	KG
290	- その他のもの							7.8%				DZ	KG
4203.29	その他のもの												
110	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの - 革製のもの	40%		14%				8.7%	10.5%	12.3%	12.3%	DZ	KG
190	- コンポジションレザー製のもの			16%				10.0%	12.0%	14.0%	14.0%	DZ	KG
200	2 その他のもの	10%		(10%)								DZ	KG
4203.30	ベルト及び負い革												
100	1 毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	40%		16%				10.0%	12.0%	14.0%	14.0%	DZ	KG
200	2 その他のもの	12.5%		(12.5%)								DZ	KG
4203.40	その他の衣類附属品												
100	1 毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	40%		16%				10.0%	12.0%	14.0%	14.0%	DZ	KG
200	2 その他のもの	12.5%		10%				6.2%	7.5%	8.8%	8.8%	DZ	KG
42.05	その他の革製品及びコンポジションレザー製品												
4205.00	1 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの												
110	(1)ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	25%		18%	3.6%	無税		附属書I第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの 無税	2.7%	3.2%	3.2%		KG
190	(2)その他のもの	3.9%		3.3%	0.66%	無税		その他のもの 11.2% 附属書I第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの 無税	0.5%	0.6%	0.6%		KG
900	2 その他のもの	12.5%		10%	6%	無税		その他のもの 2% 附属書I第2節注釈27に定める関税割当金額以内のもの 無税	4.5%	5.3%	5.3%		KG
42.06	腸、ゴールドピーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品												
4206.00	000	3.9%		3.3%	0.66%	無税		附属書I第2節注釈25に定める関税割当金額以内のもの 無税	0.5%	0.6%	0.6%		KG
								その他のもの 2%					